

自動車リサイクル法 許可申請の手引き

解体業

解体業 許可申請の手続きについて

1. 提出先

〒810-8620

福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所 行政棟13階

福岡市 環境局 産業廃棄物指導課

TEL (092) - 711-4303

FAX (092) - 733-5592

2. 提出部数

申請書2部 (正・副)

※副本は正本のコピーで結構です。

3. 申請手数料

許可申請に係る手数料は次のとおりです。

業の種類	申請の種類	申請手数料
自動車リサイクル法 解体業	新規許可申請	78,000円
	更新許可申請	70,000円

※手数料は市収入証紙にてお支払いいただきます。(収入印紙ではありませんのでご注意ください)

いったん受領した申請手数料は、申請の取り下げその他いかなる場合にも返還できませんのでご了承ください。

4. 提出方法について

手数料(市収入証紙)の納入が必要ですので、郵送による許可(更新)申請は受け付けておりません。

許可(更新)申請は必ず事前に予約してください。

5. 許可証の交付について

審査終了後、許可業者には窓口にて許可証を交付いたします。

郵送での受け取りを希望される場合は、レターパックまたは簡易書留にて郵送いたしますので、返信用レターパックまたは通常の郵便料金と簡易書留料金分の切手を貼った返信用封筒(A4版が入る封筒)をご提出ください

6. 許可の有効期限について

許可の有効期限は5年間です。したがって、許可期限満了後も業を継続して行う場合は、許可の更新が必要です。

許可の更新の申請は、許可期限満了の2ヶ月前から受け付けております。

7. 解体業許可（更新）申請に係る必要書類一覧表（正副2部作成のこと）

必 要 書 類	個人	法人	備 考
①解体業（更新）許可申請書	○	○	様式第五
②事業計画書及び収支見積書	○	○	添付書類様式1
③事務所等の付近の見取り図	○	○	添付書類様式2 ・見取り図の「種類欄」に該当するものを丸で囲み、目印になる建物等を入れて簡略に記入すること。事業場や車庫が複数有る場合は、それぞれについて見取り図を提出すること。（地図の写しを添付することでも可） ・所在地は、登記事項証明書等上の土地の地番及び住居表示を記入（併記）してください。
④解体業を行おうとする事業場の施設の構造を明らかにする図面（平面図、立面図、断面図、構造図）、設計計算書、施設の写真	○	○	・施設の写真については施設の全景、保管施設、解体作業場、駐車場を添付書類様式3、車両（車体及び車両番号が確認できるよう撮影）を添付書類様式4に貼り付けること。
⑤施設（施設用地、駐車場用地、車両）の所有権（又は使用権原）の証明書	○	○	・施設用地、駐車場用地については土地の登記簿謄本又は全部事項証明書（発行後3ヶ月以内のもの。） ・土地の境界判断資料として、「地図（登記事項証明書の地番を記載したもの）」もしくは地図に準ずる図面として「公図」 ・借地の場合は賃貸借契約書又は地権者の使用承諾書（添付書類様式5）をあわせて提出 ・車両については車検証の写し 車両を借り受けている場合は貸借契約書又は使用承諾書（添付書類様式6）をあわせて提出
（申請者が個人の場合） ⑥住民票及び登記されていないことの証明書又は医師の診断書等	○		・住民票については、 ・本籍地が記載されたもの。 ・マイナンバー（個人番号）は記載されていないもの。
（申請者が法人の場合） ⑦定款又は寄附行為 ⑧登記事項証明書（履歴事項全部証明書）		○	・住民票、登記されていないことの証明書又は医師の診断書等、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）については発行後3ヶ月以内のもの。
⑨申請法人役員の住民票及び登記されていないことの証明書又は医師の診断書等 ⑩申請法人株主の住民票及び登記されていないことの証明書又は医師の診断書等（個人株主等用）、登記事項証明書（法人株主等用） ⑪本支店の代表者や契約締結権限のある使用人の住民票及び登記されていないことの証明書又は医師の診断書等（申請者が未成年者の場合） ⑫法定代理人の住民票及び登記されていないことの証明書又は医師の診断書等 法定代理人が法人である場合にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、役員住民票並びに登記されていないことの証明書又は医師の診断書等		○	・住民票については、 ・本籍地が記載されたもの。 ・マイナンバー（個人番号）は記載されていないもの。 ・申請法人株主については発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者。 ・住民票、登記されていないことの証明書、医師の診断書等、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）については発行後3ヶ月以内のもの。
⑬欠格要件に該当しないことを誓約する誓約書	○	○	添付書類様式7
⑭標準作業書	○	○	・標準作業書の全文を添付すること。

◎医師の診断書等について

※医師の診断書等とは、精神の機能の障害がないこと又は使用済自動車解体業務において必要な認知、判断及び意思疎通を適切にできることを証する書類のことです。

◎登記されていないことの証明書の交付申請について

- ・証明内容は、「成年被後見人、被保佐人とする記録がない」証明書です。
- ・「登記されていないことの証明書」についてのご質問等は、法務局へお問い合わせください。

郵送請求の場合・・・	東京法務局後見登録課	電話	03-5213-1360
直接取りに行く場合・・・	福岡法務局戸籍課	電話	092-721-9334

自動車リサイクル法に関するご相談は

福岡市 環境局 産業廃棄物指導課

〒810-8620

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所 行政棟13階

TEL (092) 711-4303

FAX (092) 733-5592

までお問い合わせください。

令和4年2月作成